



送りつけ商法

注文していない商品を消費者に送りつけ、断らない場合は承諾したものとみなし、一方的に代金を請求する手口をネガティブ・オプションまたは送りつけ商法と呼びます。

送りつけ商法の具体例

亡くなった父宛に荷物が届いた。



中には商品と請求書が入っており、商品到着後、速やかに代金を支払うよう書かれていた。亡き父が生前に注文した商品のようであった。



このような手口は送りつけ商法の可能性があります！

身に覚えのない商品が届き、**どのように対処したらいいかわからない**場合、警察までご相談ください。

**警察安全相談：☎ #9110
又は最寄りの警察署**



送りつけ商法の場合どのように対処したら？

心当たりがないのに一方的に商品が送りつけられた場合、請求書等の内容に関わらず**無視**して問題ありません。

請求書等に「必要ない場合は連絡してください」、「返品しない場合、承諾したものとみなします」等と書いてあっても、法的な根拠はありませんので無視して大丈夫です。

商品はどうしたら？

送りつけられた商品は、特定商取引に関する法律第 59 条 1 項に基づき、商品の到着から 14 日間経過するか、業者に引き取り請求をしてから 7 日間経過した場合、自由に処分して構いません。

但し、上記期間が経過するまでは保管義務があります。期間が経過する前に商品の使用や消費、処分をしてしまうと購入を承諾したものとみなされますので、ご注意ください。

また、送りつけられた側が事業者等で、その事業に関係する商品だった場合、特定商取引に関する法律は**適用されません**。

特定商取引に関する法律 第 59 条 1 項

販売業者は、売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者及び売買契約を締結した場合におけるその購入者（以下この項において「申込者等」という。）以外の者に対して売買契約の申込みをし、かつ、その申込みに係る商品を送付した場合又は申込者等に対してその売買契約に係る商品以外の商品につき売買契約の申込みをし、かつ、その申込みに係る商品を送付した場合において、その商品の送付があつた日から起算して十四日を経過する日（その日が、その商品の送付を受けた者が販売業者に対してその商品の引取りの請求をした場合におけるその請求の日から起算して七日を経過する日後であるときは、その七日を経過する日）までに、その商品の送付を受けた者がその申込みにつき承諾をせず、かつ、販売業者がその商品の引取りをしないときは、その送付した商品の返還を請求することができない。

特定商取引に関する法律 第 59 条 2 項

前項の規定は、その商品の送付を受けた者のために商行為となる売買契約の申込みについては、適用しない。